

(別紙1)届出制度における指示等の実効性の確保による効果

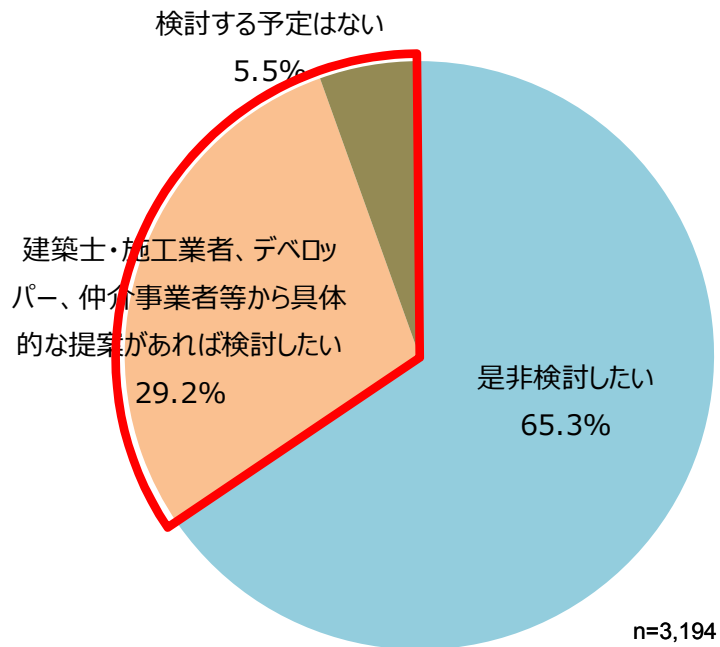
- 不適合物件について積極的に指示を行っている所管行政庁と、全く指示を行っていない所管行政庁に届出された物件の不適合率を比較すると、**積極的に指示を行っている所管行政庁の方が不適合率が16%低い**ことから、指示等の実効性の確保により、**不適合率37%のうち16%が基準適合**となることが見込まれる。(16%/37%=43.2%)
- したがって、届出制度における指示等の実効性の確保により、**不適合物件の43.2%減少**することを想定。

	所管行政庁名	地域区分	届出件数	指示件数	適合件数	適合率	不適合率
指示を行っている	A市	6	561	100	461	82%	
	B市	6	224	61	163	73%	
	加重平均					79%	21%
指示を行っていない	C市	6	227	0	189	83%	
	D市	6	137	0	136	99%	
	E市	6	286	0	222	78%	
	F市	6	145	0	104	72%	
	G市	6	133	0	109	82%	
	H市	6	529	0	330	62%	
	I市	6	194	0	126	65%	
	J市	6	673	0	327	49%	
	K市	6	167	0	100	60%	
	L市	6	129	0	90	70%	
	M市	6	372	0	153	41%	
	加重平均					63%	37%

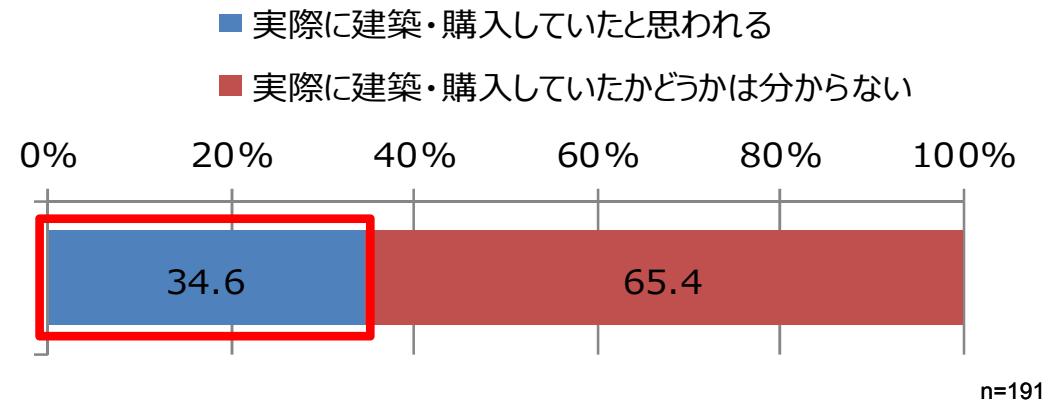
(別紙2)建築士から建築主への説明義務制度の創設による効果

- 住宅検討層及び購入層に対するアンケート調査によると、
 - ・ 住宅購入等の当初は省エネ住宅に関心がないと思われる方のうち、建築士等から具体的な提案があれば省エネ住宅を検討したいと回答した方が**81.4%**(=29.2%/(29.2%+5.5%)) (左図)
 - ・ 説明・提案を受ける機会があれば省エネ住宅を検討したと回答した者のうち、実際に省エネ住宅を新築・購入していたと思われると回答した方が**34.6%** (右図)
- したがって、建築士から建築主への説明義務により、小規模住宅の不適合物件が29.1%(=81.4%*34.6%) 減少することを想定。

住宅の建築・購入時における省エネ住宅の検討状況



説明・提案を受ける機会があった場合の省エネ住宅の建築・購入の意向



<調査概要>

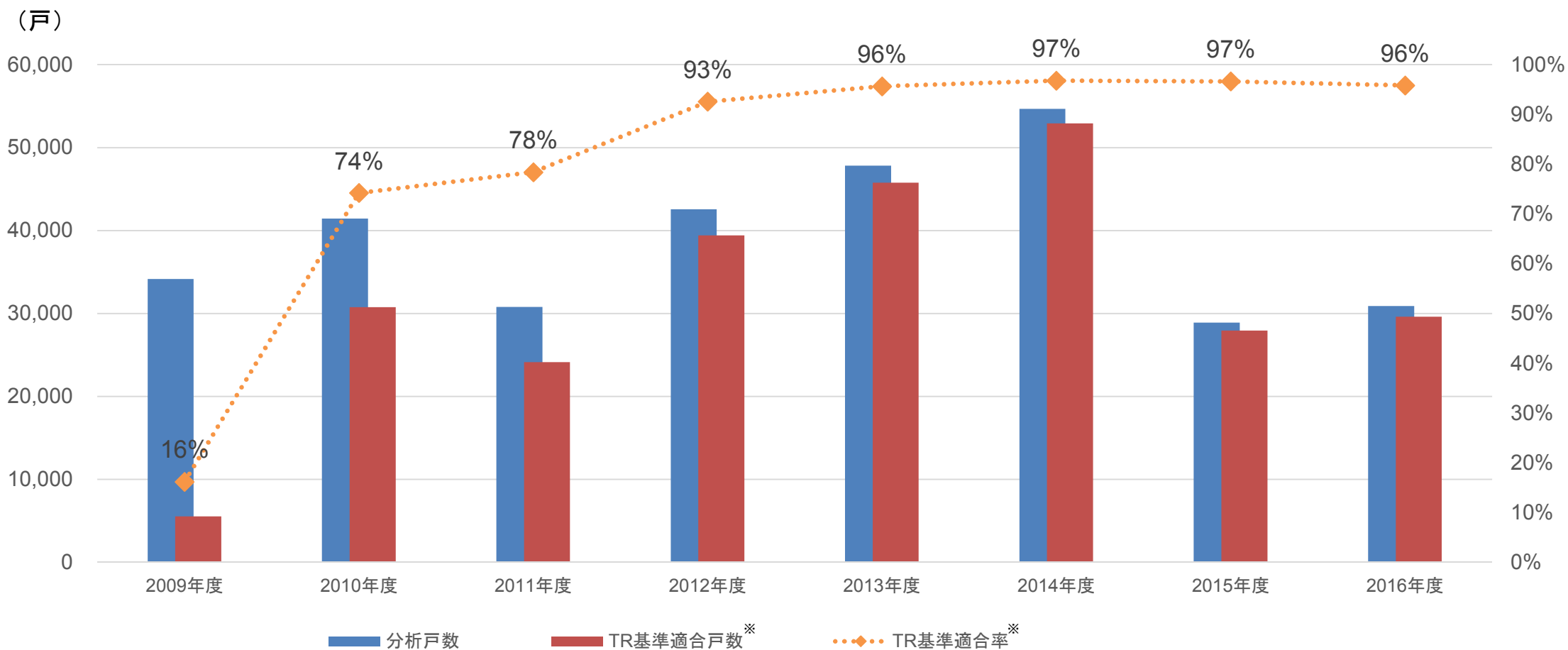
- 対象者：3年以内に住宅の新築・購入を検討・経験している方
- 調査規模：6,375人
- 調査実施者：(一社)住宅性能評価・表示協会(国土交通省の補助事業により実施)

- 実施方法：インターネット調査
- 実施期間：平成30年6月21日～平成30年6月27日

(別紙3)建売戸建住宅におけるトップランナー制度の適合状況

- 建売戸建住宅に対するトップランナー制度においては、**制度創設から5年後に基準適合率が96%に到達し、その後96%以上で推移**している。
- 新たにトップランナー制度の対象となる注文戸建住宅及び賃貸アパート、TR基準の水準が改善される建売戸建住宅の基準適合率においても、**制度実施から5年後に基準適合率が96%に到達し、その後96%で推移**し続けることを想定。

トップランナー基準への適合率の推移(戸数ベース)



出典: 建売戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者からの報告
 ※TR基準: 一次エネルギー消費量基準(省エネ基準▲10%相当)